第6章 環境保全措置

6.1 環境保全措置

環境保全措置の検討は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が小さいと判断される場合以外の環境影響評価項目について、実行可能な範囲内で環境影響を回避・低減するための検討を行った。

検討結果は、表 6-1 に示すとおりである。

本事業の実施にあたっては、事業計画段階で計画した環境保全対策を確実に実施する他、「騒音」の調査及び予測の結果から検討した環境保全措置を適切に実施することにより、環境への 影響を可能な範囲で低減するよう配慮する。

表 6.1-1 環境保全措置の検討

項目		環境保全措置の検討							
環境要素	影響要因	環境保全措置 の内容	措置の 区分	実施主体	環境保全措置の 効果の程度	環境保全措置の 効果の不確実性	環境保全 措置の実 施に伴う 環境影響		
	工事車両 の走行	工行は、 本ののっで変加等他の 事を制めののののののののののでで加等を で、しのののののののののののでで加等のでである。 では、しののののでで加等のでである。 では、しのののでである。 では、しののでは、のいいでは、 では、しののでである。	低減	建設事業者	工事車両の走行 による騒音への 影響を低減でき る。	実施主体が関 展者に対さる はな底を騒減する にがした。 とでははられる とされるととかいる とないさい。	想 定 さ れ ない。		
	廃棄物運 搬車両の 走行	廃棄物運搬車 両等のたは、 あたっては、かい 用な空が速 や急が等の 抑制を行う。	低減	運営事業者	廃棄物運搬車両 等の走行による 騒音への影響を 低減できる。	実施主体が、思 実施でし、せ 会者に徹底、 低が、 とかはなら、 とかいっ とかいっ といいさ といいさ といいさ といいさ といいさ といいさ といいさ とい	想 定 さ れ ない。		

第7章 事後調査計画

7.1 環境保全措置

「第6章 環境保全措置」において、環境保全措置を検討した騒音(工事車両の走行、廃棄物 運搬車両の走行)について事後調査を検討した。

事後調査の内容は表 7.1-1 に示すとおりである。

表 7.1-1 事後調査の内容

表 /. I-I 事後調金の内谷											
項目			環境保全措置の検討								
環境	影響要因	実施の理由	調査項目及び手法	結果に対する対応支針	実施						
要素		±00 - 1 - 1 - 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1		る対応方針	主体						
		都市計画道	【調査項目】	調査の結							
		路松ヶ丘月の	①道路交通騒音(等価騒音レベルL _{Aeq})、②断面交	果、事業によ							
		浦線沿いには	通量、③走行速度	る影響が著							
		環境保全上配	【調査手法】	しいと判断							
		慮が必要な施	①「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9	された場合、	i						
		設(春日市老	月 30 日 環境庁告示第 64 号)に準拠する方法	工事車両の	福岡都 市圏南 部環境						
		人福祉センタ	②カウンターによる計測(上下線別・車種別)	配分の見直							
騒音		ーナギの木	③ストップウォッチによる計測	し等、影響を							
	走行	苑)が隣接し	【調査地点】	低減するた	事業組						
		ており、昼間	都市計画道路 松ヶ丘月の浦線	めの対策を	合						
		の予測結果が	【調査期間】	行う。	П						
		環境基準値を	工事期間中の平日(調査回数は、必要に応じ適宜								
		上回り、環境	実施する、昼間(6:00~22:00))								
		に影響を及ぼ									
		すおそれがあ									
		る。									
		St.7 は夜間	【調査項目】	調査の結							
		の予測結果が	①道路交通騒音(等価騒音レベルLAeg)、②断面交	果、事業によ							
		環境基準値を	通量、③走行速度	る影響が著							
		上回り、環境	【調査手法】	しいと判断							
		に影響を及ぼ	①「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9	された場合、	1= 131 ±11						
		すおそれがあ	月 30 日 環境庁告示第 64 号)に準拠する方法	ごみ等搬出	福岡都						
	廃棄物運搬	る。	②カウンターによる計測(上下線別・車種別)	入車両の配	市圏南						
	車両の走行		③ストップウォッチによる計測	分の見直し	部環境						
			【調査地点】	等、影響を低	事業組						
			St. 7	減するため	合						
			【調査期間】	の対策を行							
			施設の供用を開始した平成 28 年度の平日 (調査	5.							
			回数は、必要に応じ適宜実施する、夜間 (22:00								
			~6:00))								
L	l		V · V · /								

第8章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

本事業の実施による環境への影響について調査、予測及び評価を行った結果、いずれの環境要素に対しても、影響は回避又は低減されるものと評価した。

なお、本事業の実施にあたっては、「第2章 事業の目的及び内容」に記述した排出ガス処理 計画や騒音・振動防止計画などの公害防止措置、工事や景観、温室効果ガスなどについての環境 保全措置を確実に実施するとともに、排出ガス濃度の常時モニタリングや必要な事後調査の実施 により環境の状態を監視する。

工事中、供用後に環境に影響が生じた場合、またそのおそれがある場合には、速やかに対策を 講じることにより、環境の保全に万全を期すこととする。